



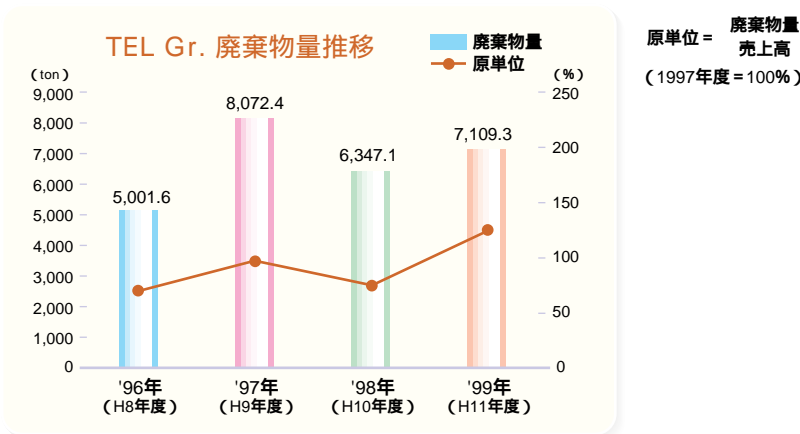
廃棄物の削減、リサイクル

地球環境保全の観点からも、また、廃棄物処理場や焼却場の負担を軽減する上でも、廃棄物の削減は重要なテーマとなります。

「廃棄物を出さない。出てしまった廃棄物はリサイクルする。リサイクルできない廃棄物は適正に処理する。」という考え方を基本に、東京エレクトロングループ各事業所では自社から排出される廃棄物を削減するとともに、リサイクルを推進するために分別回収を実施しています。

廃棄物総量

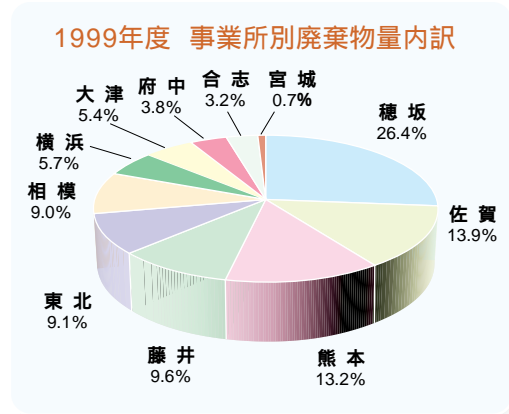
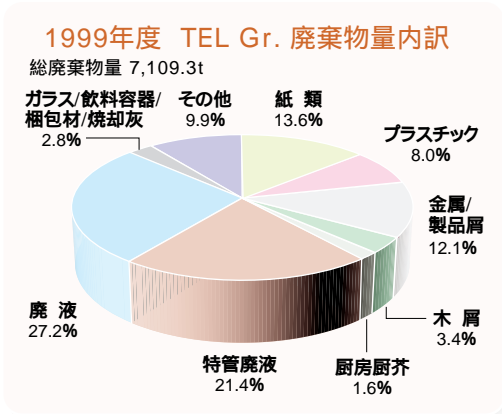
1999年度から、製造系事業所に加えて非製造系事業所の廃棄物量も集計を開始しました。また、製造系事業所や研究機関地区においては、生産量や設備の稼働状況が大幅に増加したのに伴って廃棄物量も増加し、1998年度と比較して東京エレクトロングループ全体の総廃棄物量は増加してしまいました。1996年度は一部の製造系事業所の集計となっており、参考として掲載します。



廃棄物量内訳

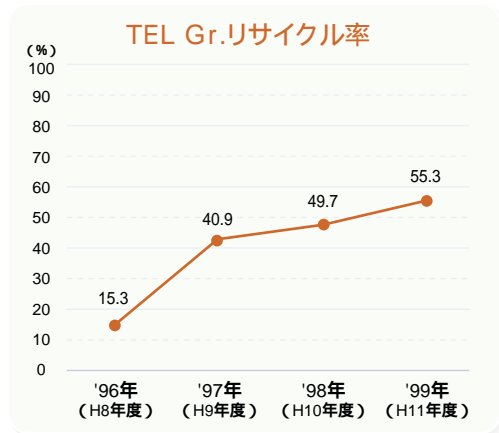
総廃棄物量の約48.6%が廃液(特別管理産業廃棄物に該当する廃液も含む)で、次いで紙類、金属/製品屑、廃プラスチックとなっています。

自社で処理できない廃液は、すべて業者により引取り回収され適正に処理されています。



リサイクル

リサイクルについては、紙類、飲料容器、木屑、ガラス、廃プラスチック、金属を中心に実施しています。過去4年間の東京エレクトロングループ全体のリサイクル率も15.3%、40.9%、49.7%、55.3%と増加しており、効果を上げています。



オフィスでの取り組み事例

赤坂本社および府中テクノロジーセンターでは、今までシュレッダーで裁断処理するか焼却処理していた機密書類等についても、リサイクル業者との間で完全な機密保持を維持する「通い箱」のシステムを導入することで、リサイクルしています。

分別回収

廃棄物をリサイクルにまわすには分別作業が必要となります。各事業所ではその特性に合わせて廃棄物を26～46種類に分類し、分別回収をしています。



廃棄物保管庫(東北事業所)

廃棄物処理場・委託業者の管理

廃棄物の中間処理および最終処分業者については、事業所ごとに認定を行い管理しています。各事業所は、新規業者に廃棄物処理を委託する場合は、許可証の確認や現地確認などの認定調査を実施し、当該業者が廃棄物を適正・適法に処理・処分できることを確認しています。認定後も定期的に現地確認を行い、委託業者の廃棄物処理状況を把握しています。